

V-2 従事者の被ばく管理状況

- (1) 実用発電用原子炉施設の設置者は、原子炉等規制法に基づき、その原子炉に関する作業に従事する者の被ばく放射線量が同法に基づく告示に定める許容被ばく線量を超えないように管理することが義務づけられている。

この資料は、原子炉等規制法に基づいて実用発電用原子炉施設の設置者から提出された昭和60年度の「放射線管理等報告書」及び行政上の通達に基づく「従事者被ばく放射線量等報告書」等からとりまとめたものである。

なお、昭和51年度以降の各年度の実用発電用原子炉施設における従事者の被ばく実績を参考のため掲載している。

- (2) 表の見方は次のとおりである。

従事者の「総合計」については、発電所間を移動した従事者については、それぞれの発電所で集計しているため、総合計には重複して集計されている。

「総被ばく線量」については、「社員従事者」等それぞれの項目について小数点以下第1位を四捨五入して集計した。従って一部で「社員従事者」の項と「請負等社員外従事者」の項との和が「計」と一致しないものがあるが、これは集計上の誤差である。

「平均被ばく線量」については小数点以下第3位を四捨五入して集計した。

「原子炉基数」については、初臨界の時点で集計した。

従事者数及び被ばく線量の集計は、管理区域が設定された時点から集計している。日本原子力発電(株)東海発電所及び東海第二発電所における兼務従事者の被ばく実績は、評価線量の値を各発電所における熱蛍光線量計の計測値を基に、その比率により分配し集計した。

- (3) この結果によると、実用発電用原子炉施設における昭和60年度の従事者の被ばく実績は、いずれの原子力発電所においても原子炉等規制法に基づく告示に定める許容被ばく線量(3カ月につき3レム)を下回っている。

昭和60年度の被ばく実績をプラントの定期検査時期等と対比してみると表V-1のとおりであり、被ばくの大部分は定期検査等停止中作業に係るものとなっている。定期検査作業のうち、比較的被ばく実績の高い主要な作業としては、沸騰水型原子炉施設(BWR)では供用期間中検査(ISI)関連作業、制御棒駆動機構関連作業、ポンプ・バルブ点検作業等であり、加圧水型原子炉施設(PWR)では蒸気発生器関連点検整備作業、原子炉容器関係、ポンプ・バルブ点検作業等となっている。

昭和60年度は総被ばく線量、平均被ばく線量ともに前年度に比較して減少している。